

議案第108号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書

松木1丁目に編入する区域

大字三室字南宿1726の一部、1727、1728の一部、1770の一部、1771の一部、1778の一部、1779の一部、1787の一部、1788の一部、1932の一部、1933から1940まで、1941の一部、1942の1から1942の3まで、1944の2の一部、1945の2の一部、大字三室字東宿1946の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部

大字三室字南宿に編入する区域

松木1丁目23の7、23の8、24の一部、125の2、126の一部、大字三室字東宿1946の3の一部

(平成23年11月18日調査)